

岩手県収用委員会告示第19号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年10月23日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 県道野田山形線改築工事（岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内地内から同村大字野田第27地割字白井林地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び村道付替工事

(3) 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林	2番1	宅地	2,757.39㎡	2,757.40㎡	965.95㎡	110.81㎡	宅地	別図に赤色（収用）及び青色（使用）で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
山田 徹	久慈市宇部町第16地割5番地1

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社 代表取締役 原田 宏哉	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権
東日本電信電話株式会社 代表取締役 山村 雅之	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	賃借権及び使用借権
株式会社NTTドコモ 代表取締役 加藤 薫	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	使用借権
野田村 代表者 野田村長 小田 祐士	九戸郡野田村大字野田第20地割14番地	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年10月15日

2(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 県道野田山形線改築工事（岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内地内から同村大字野田第27地割字白井林地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び村道付替工事

(3) 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林	160番1	宅地	1,394.33㎡	1,398.65㎡	5.73㎡	30.81㎡	宅地	別図に赤色（収用）及び青色（使用）で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、

氏名	住所
山田 徹	久慈市宇部町第16地割5番地1

又は

氏名	住所
----	----

山田 春喜	九戸郡野田村大字野田第19地割27番地 5
-------	-----------------------

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
東北電力株式会社 代表取締役 原田 宏哉	宮城県仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号	賃借権及び使用借権
東日本電信電話株式会社 代表取締役 山村 雅之	東京都新宿区西新宿三丁目19番 2 号	使用借権
野田村 代表者 野田村長 小田 祐士	九戸郡野田村大字野田第20地割14番地	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年10月15日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。